

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一〇・人事課)……………9

訓 令

秋田県訓令第八号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

目 次

目 次

ページ

訓 令

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(八・総務課)……………1

秋田県行政者査規程等の一部を改正する訓令(九・総務課)……………8

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(昭和三十九年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。
別表各部局各課破産法の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)

1 地方独立行政法人の業務方法書の認可 又は変更の認可(第22条第1項)	各 課	30			秋田県地方独立 行政法人評価委 員会の意見聴取 に要する期間 (15日)を含む。
2 地方独立行政法人の中期計画の認可又は 変更の認可(第26条第1項)	各 課	30			秋田県地方独立 行政法人評価委 員会の意見聴取 に要する期間 (15日)を含む。
3 第41条の施行に関する事務	各 課	30			秋田県地方独立 行政法人評価委 員会の意見聴取 に要する期間 (15日)を含む。

	(2) 中期計画において定めた限度額を超える短期借入金の借換えの認可(第2項)	各 課	30				秋田県地方独立 行政法人評価委 員会の意見聴取 に要する期間 (15日)を含む。
--	---	-----	----	--	--	--	--

別表総務部の項中税務課の項の前に次のように加える。

総 務 課	行政書士法(昭和26年法律第4号)	行政書士会の会則の認可(第16条の2)	総 務 課	7				
	行政書士法施行細則(昭和26年秋田 県規則第13号)	行政書士試験合格証明書の交付(第2条)	総 務 課	7				

別表総務部税務課地方税法の項第六号を削り、同項第七号中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同号に(1)として次のように加える。

(1) 軽油を返還した場合の軽油引取税の還付(第1項)	地域振興局	7					
-----------------------------	-------	---	--	--	--	--	--

別表総務部税務課地方税法の項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同課
秋田県税条例の項第三号中「第59条第1項」を「第48条の2第1項」とし、同課
第三号中「第59条第2項」を「第48条の2第2項」とし、同課第四号中「第59条第
3項」を「第48条の2第3項」とし、同課第十一号を削り、第十二号を第十
二号とし、第二十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、同課第三十二号中
「第185条第3項」を「第185条第4項」とし、同課第三十一号中「同課第三十二号中
第三十三号を同課第三十一号とし、同課第三十四号中「混和等」を「製造等」とし、
同課を同課第三十三号とし、同課に次の一号を加える。

34 狩猟税の免除(第199条第1項)	地域振興局	1					
---------------------	-------	---	--	--	--	--	--

別表総務部税務課中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の項の次に次のように加える。

秋田県産業廃棄物税条例(平成14年秋田県条例第73号)	1 第10条の施行に関する事務						
-----------------------------	-----------------	--	--	--	--	--	--

	(1) 特別徴収義務者であることを証する 証票の交付(第4項)	地域振興局	4			
	(2) 特別徴収義務者であることを証する 証票の再交付(第6項)	地域振興局	4			
	2 徴収猶予(第11条第1項)	地域振興局	7			

別表企画振興部学術振興課の項を削り、回部市町村課行政書士法の項及び回課行政書士法施行細則の項を削り、回課の項の次に次のように加える。

学術国際政 策課	学校教育法(昭和22年法律第26号)	通訳案内業法(昭和24年法律第210号)	1 私立専修学校の設置廃止、設置者の変更又は目的の変更の認可(第82条の8第1項)	学術国際政 策課	20		私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。
			2 私立各種学校の設置廃止、設置者変更又は収容定員に係る学則変更の認可(第83条第2項において準用する第4条第1項)	学術国際政 策課	20		私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。
			1 通訳案内業の免許(第3条)	学術国際政 策課	14		
			2 通訳案内業の免許証の再交付又は書換え(第9条)	学術国際政 策課	14		
			1 第64条第5項の施行に関する事務				
	私立学校法(昭和24年法律第270号)						
			(1) 準学校法人の寄附行為の認可(第31条第1項)	学術国際政 策課	20		私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。
			(2) 準学校法人の寄附行為の補充(第32	学術国際政	20		私立学校審議会

	<p>2 リサイクル製品の認定の更新（第7条第2項において準用する第6条第4項）</p>	<p>環境政策課 90</p>		<p>（15日）を含む。 秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見聴取に要する期間（15日）を含む。</p>
--	--	---------------------	--	--

別表生活環境文化部環境整備課廃棄物の処理及び清掃に関する法律の項第六号(3)中「第4項」を「第6項」に改め、同(4)中「第5項」を「第7項」に改め、同項第八号(5)中「第4項」を「第6項」に改め、同(6)中「第5項」を「第7項」に改め、同項第十一号中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の5第2項」に改め、同項第十一号中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同部生活衛

生課食品衛生法の項中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改め、同課畜場法の項第一号中「第3条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項第二号中「第8条第1項」を「第12条第1項」に改め、同課畜場法施行令の項中「第3条第2号」を「第4条第2号」に改め、同表農林水産部農林政策課農業委員会等に関する法律の項を次のように改め、

<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） 農業会議の会則の変更の認可（第45条第2項）</p>	<p>農林政策課 7</p>			
---	--------------------	--	--	--

別表農林水産部農林政策課農業委員会等に関する法律施行令の項を削り、同課農業振興地域の整備に関する法律の項第一号中

<p>地域振興局</p>	<p>30</p>
--------------	-----------

に改め、同課農業経営基盤強化促進法の項中

<p>地域振興局</p>	<p>30</p>
--------------	-----------

<p>「 」</p>	<p>農林政策課 23</p>	<p>地域振興局 7</p>	<p>「 」</p>
----------------	---------------------	--------------------	----------------

<p>「 」</p>	<p>農林政策課 30</p>	<p>地域振興局 15</p>	<p>「 」</p>	<p>地域振興局 30</p>
----------------	---------------------	---------------------	----------------	---------------------

<p>地域振興局</p>	<p>15</p>	<p>「 」</p>	<p>農林政策課 15</p>	<p>地域振興局 15</p>
--------------	-----------	----------------	---------------------	---------------------

に改め、同部水田総合利用課主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

の項を削り、同部水産漁港課海洋水産資源開発促進法の項中「第12条の2第1項」を「第13条第1項」に改め、同課遊漁船業の適正化に関する法律の項を次のように改め、

<p>「 」</p>	<p>「 」</p>	<p>農林政策課 23</p>	<p>地域振興局 7</p>	<p>「 」</p>	<p>「 」</p>
----------------	----------------	---------------------	--------------------	----------------	----------------

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）	1 遊漁船業者の登録（第3条第1項）	水産漁港課	7	地域振興局	5	
	2 遊漁船業者の登録の更新（第3条第2項）	水産漁港課	7	地域振興局	5	
	3 遊漁船業団体の指定（第20条）	水産漁港課	20			

別添農林水産部秋田入子振興課秋田県林業改善資金貸付規則の項に「第8条 項」に「第15条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項に次の第1項」を「第6条第1項」に改め、同項に「第11条第1項」を「第9条第1 項」を加える。

4 融資機関への貸付けの決定（第18条第1項）	地域振興局	20				
5 融資機関への支払猶予の決定（第24条第1項）	地域振興局	10				

別添農林水産部秋田入子振興課の項に「秋田県林業改善資金貸付規則」を「秋田県 小企業集積の活性化に関する臨時措置法の項を削り、同課電気工業業の業務の適正化 林業・木材産業改善資金貸付規則」に改め、同課産業振興課に「産業振興課」に関する法律の項に次のように加える。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）	1 高度化等計画の承認（第7条第1項）	商工業振興課	14			
	2 高度化等計画の変更の承認（第8条第1項）	商工業振興課	14			
	3 高度化等円滑化計画の承認（第9条第1項）	商工業振興課	14			
	4 高度化等円滑化計画の変更の承認（第10条第1項）	商工業振興課	14			
	5 進出計画の承認（第23条第1項）	商工業振興課	14			

	課				
6	進出計画の変更の承認（第24条第1項） 課	14			
7	進出円滑化計画の承認（第25条第1項） 課	14			
8	進出円滑化計画の変更の承認（第26条第1項） 課	14			

別表産業経済労働部商工業振興課の項中「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する法律」や「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に於て、同部商工業エネルギー課火薬類取締法の項第七号中「2」を「7」、に於て、同項第九号及び第十号中「2」を「7」に改め、同項十一号中「許可」を「認可」に改め、同部労働政策課労働金庫法の項及び同課労働金庫法施行令の項を知り、同課商工業部の項の促進等に関する法律の項第一号中「第9条の12第1項」を「第27条第1項」に改

め、同項第二号中「第9条の18」を「第33条」に改め、同課青年福祉部の項の安住遊歩道等の建設の項第一号中「第46条」を「第41条第1項」に改め、同項第二号中「第48条の2」を「第44条第1項」に改め、同課建設交通部商工課商工振興課商工課商工課の項中「第18条の5第10項、第38条の5第8項」を「第19条第11項、第38条の5第9項」に改め、同課福祉部商工課商工課商工課の項中「第31条の2第2項第1号八、第62条の3第4項第1号八」を「第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八」に改め、同課商工課商工課商工課の項の促進等に関する法律の項を次のように改めよ。

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45秋田県条例第21号）		1	風致地区内の行為の許可（第2条第1項）	地域振興局	7			
		2	風致地区内の行為の許可事項の変更の許可（第5条第1項）	地域振興局	7			

別表建設交通部都市計画課風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の項を知り、同課建築住宅課租税特別措置法の項中「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第14号二、第62条の3第4項第14号

二」に改め、同課高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の項の次に次のように加える。

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）		1 不動産特定共同事業の許可（第3条第1項）		建築住宅課	60	地域振興局	30	
		2 不動産特定共同事業の変更の許可（第8条第2項）		建築住宅課	60	地域振興局	30	
		3 不動産特定共同事業の変更の認可（第9条）		建築住宅課	60	地域振興局	30	

別表建設交通部建築住宅課密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の項第三号中「防災街区整備協議会」を「防災街区計画協議会」に改め、同項第四号中「第115条第1項」を「第116条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表建設交通部都市計画課風致地区内における建築等の規制に関する条例の項の改正規定及び同課風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の項を削る改正規定は同年五月十八日から、同表総務部税務課秋田県県税条例の項第三十二号の改正規定（同号を同項第三十一号とする部分を除く。）及び同項第三十四号の改正規定（同号を同項第三十三号とする部分を除く。）は同年六月一日から施行する。

秋田県訓令第九号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県行政考査規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県行政考査規程等の一部を改正する訓令

（秋田県行政考査規程の一部改正）

第一条 秋田県行政考査規程（昭和五十六年秋田県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条から第五条までの規定中「部局課局」を「部局課」に改める。

第六条第二項中「部局課局」を「部局課」に改め、同条第三項中「部局課局」を「部局課」に、「執り」を「とり」に改める。

（秋田県職務発明規程の一部改正）
第二条 秋田県職務発明規程（昭和五十九年秋田県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第十六条第二項中「企画振興部学術振興課長」を「企画振興部学術国際局科学技術課長」に改める。

第十八条中「企画振興部学術振興課」を「企画振興部学術国際局科学技術課」に改める。

（秋田県電子計算組織管理規程の一部改正）

第三条 秋田県電子計算組織管理規程（昭和六十年秋田県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「掲げる課」の下に「同条第二項の表の下欄に掲げる課」を加え、「局並びに」を削る。

（秋田県公用自動車運行管理規程の一部改正）

第四条 秋田県公用自動車運行管理規程（昭和四十六年秋田県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「局並びに」を削り、「課局」を「課」に改め、同項第三号中「課局」を「課」に改める。

第四条第一項中「課局」を「課」に改め、同条第二項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の二第四項」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第四項中「第九条の十三各号」を「第九条の十各号」に改める。

（秋田県庁用自動車管理規程の一部改正）

第五条 秋田県庁用自動車管理規程（平成九年秋田県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、局」を削る。
 (秋田県工事検査規程の一部改正)
 第六条 秋田県工事検査規程(昭和五十一年秋田県訓令第第八号)の一部を次のように改正する。
 第五条第一号中「局並びに」を削る。

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県訓令第十号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、局」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 局長 組織規則第二百四十五条第二項の表第二号に規定する学術国際局長及び
 国体・障害者スポーツ大会局長をいう。

第三条第三項中「部長」の下に「、局長」を加え、「(局長を含む。以下同じ。)」を削る。

第五条中「並びに部長」の下に「、局長」を加える。

第七条の二第四項中「防災監」の下に「、試験研究対策監」を加え、同条に次の一項を加える。

5 局長が主管する事務についての第二項及び第四項の規定の適用については、第二項中「部長」とあるのは「局長(当該局長が不在のときは、部長)」と、第四項中「考査員、政策監、防災監、試験研究対策監又は技術管理監」とあるのは「試験研究対策監」と、「課長(当該課長が不在のときは、部長)」とあるのは「課長が決裁するものとし、当該本庁の班長、試験研究対策監及び課長がいずれも不在のときは、局長(当該局長が不在のときは、部長)」と読み替えるものとする。

次長(二人以上) 当該事務を主管 当該事

第十条第一項の表本庁の項第三号中

の次長を置く部 にあつては、部 長があらかじめ 定める順序によ り指定する次 長)	する課長	する室
--	------	-----

を

務を主管 長	
-----------	--

次長(二人以上 の次長を置く部 にあつては、部 長があらかじめ 定める順序によ り指定する次 長)	当該事務を主管 する課長	当該事務を する室長
当該事務を主管 する局長	当該事務を主管 する課長	

に改め、同項第十一号を削り、同項第十号を同項第十一号

主管	
----	--

とし、同項第九号中

防災監	当該事務を所掌 する班の班長		
-----	-------------------	--	--

政策監	当該事務を所掌する班の班長
防災監	当該事務を所掌する班の班長

に、「庶務」を「当該事務」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号

を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「学術振興課長、国際教養大学設置準備事務局局長」を「科学技術課長」に、「環境政策課長」を「環境整備課長、流通経済課長」に改め、「観光課長」の下に、「建設交通政策課長」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 局長	当該事務を主管する課長	試験研究対策監	当該事務を所掌する班の班長
		当該事務を所掌する班の班長	

第十条第一項の表本庁の項第十二号中「国際教養大学設置準備事務局局長」を「科学技術課長」に、「政策監」を「試験研究対策監」に改め、同項第十四号中「環境政策課長」を「環境整備課長」に改め、同項第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 建設交通政策課長	政策監	当該事務を所掌する班の班長
	当該事務を所掌する班の班長	

第十条第一項の表本庁の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

長				
十五 流通経済課長	政策監	当該事務を所掌する班の班長		

第十条第一項の表地方機関の項第七号中「事務局長」を「事務部長」に、「事務局次長」を「事務部次長」に改める。

第十三条第一項中「、局」を削る。
別表第二部長専決事項の欄第十七号中「次室」の次に「、回室」を、「防災課」の次に「、回室」を加え、同欄第十八号から第二十二号までの規定中「次室」の次に「、回室」を加え、同表の備考中「第3条」を「第3条第1項」に改め、同表の備考を同表の備考1とし、同表の備考に次のように加える。

- 組織規則第3条第2項に規定する局についての部長専決事項欄第3号から第5号まで、第8号、第9号及び第12号から第22号までに掲げる事項については、当該回の局長の専決事項とする。

別表第五脳血管研究センター所長の項第一号中「事務局職員」を「事務部職員」に改め、同項第二号中「事務局次長」を「事務部長」に改め、同項第六号中「事務局次長」を「事務部次長」に改め、「事務局次長等」を「事務部次長等」に改め、同表脳血管研究センター事務局長の項第十号から第十二号までの規定中「事務局次長等」を「事務部次長等」に改め、同表脳血管研究センター事務局次長の項第五号中「事務局職員」を「事務部職員」に改め、同項第六号中「事務局」を「事務部」に改め、同項第七号及び第八号中「事務局職員」を「事務部職員」に改め、同項第九号中「事務局」を「事務部」に改め、同表脳血管研究センターの項中「事務局次長」を「事務部次長」に改める。

事務部長	事務部次長	事務部次長	事務部次長	事務部次長
------	-------	-------	-------	-------

別表第六総務課長の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄